

通所型サービス C（短期集中）実施における注意点

従事者の配置について	○通所型サービス C 従業者として配置されている方が、同時間に他のサービスの業務を行なうことはできません。また、同様に他のサービスの従業者として配置されている方が、同時に通所型サービス C の業務を行なうことはできません。（利用者の体調急変等の緊急時を除く。）
サービス提供空間について	○通所介護や通所型予防サービス（現行相当）の利用者との利用場所・時間の重なりについて、他のサービスとの間仕切りを可動式パーテーション等（床へのラインやテープを貼り付けての区切は不可）で仕切り、プログラムを明確に区分して実施していただければ結構です。 ○サービス提供時間中に、サービス提供空間（部屋及びフロア内外含む）の移動はできないものとします。なお、サービス開始前におけるバイタルチェックや体調確認の実施については、他のサービス等と同じ空間で実施できるものとします。
サービス提供回数について	○サービスの利用については、1 年度に 1 クールの利用とし、3 プログラムの合計回数を 24 回以内とします。また、同じ利用者の毎年度の利用は想定しておりません。ただし、本人の状況により、特に必要と判断された場合につきましては除きます。
利用定員について	○事業所指定の運営規程で定められた実施時間においては、実際のサービス利用者が定員未満の場合でも、サービス C や同時に行われるサービスの定員を変動させることはできません。
事業対象者について	○要介護認定で「要支援 1」「要支援 2」に認定された方、又は基本チェックリストに該当された方が対象者となります。 （例） ・軽度の脳梗塞等のほか、骨・関節疾患あるいは肺炎等によりや一時的に体力や生活能力が低下した方 ・外出する機会が少なく、閉じこもり傾向な方 ・退院して間もなく身体機能の低下や在宅生活に不安が強い方
その他	○プログラム提供終了後、独自サービスとして施設での運動等の実施することについては可能です。 ○通所型サービス C は、事業終了後も継続して自主的に介護予防に取り組んでいただくことを目指しています。例えば、事業終了後も、介護予防の取り組みを継続できるような仕組みとして、一般介護予防事業の利用等、自ら介護予防を実践できるように指導すること等、介護予防の取り組みを継続し、できるだけ長く機能を維持できるよう、事業中から働きかけるようにしてください。